

令和8年度 与謝野町産業振興補助金のご案内

与謝野町では、創業や雇用拡大を応援する制度を設けています。

〔発行月〕令和8年7月

いずれの制度も、事前審査が必要です。支援を受けようと思われ方は、着手される前に産業観光課（43-9012）へ申請をお願いします。

申請書等は与謝野町産業振興WEBサイトからダウンロードできます。



（産業振興WEBサイト）



申請受付

令和8年12月18日(金)まで

事業期間

交付決定日～令和9年2月26日(金)

01 創業等支援事業

創業に係る経費の一部を補助します。

概 要	補助対象者	補助対象経費	補助金額	
新たに町内で商工業等を開業(法人設立を含む)する方の、設備投資や資格取得などの経費の一部を補助します。	町内に事業所を有しない者が、新たに町内に店舗・工場等を設け、本社も町内とする場合。	建物建設費、建物改修費、店舗借上料・設備機器借上料(いずれも6ヶ月分限度)、機器購入費、運転経費(消耗品を除く機械器具等)、研修費・資格取得費(運転免許除く)など	補助対象経費(100万円以上に限る)の1/4以内(上限50万円)	町内事業者に発注し、かつ町内在住者を1名以上を雇用した場合、1/3以内(上限150万円)

- 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただく必要があります。② 申請される個人事業主は町内に住所を有する方、法人は町内に事業所(または本店登記)を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。 ※消費税は対象外。

02 空き家活用型創業支援事業 空き家バンク登録物件を活用した創業に係る経費の一部を補助します。

概 要	補助対象者	補助対象経費	補助金額	
与謝野町空き家バンク登録物件を活用して、新たに商工業等を開業する方の店舗改修費などを手厚く補助します。	町内に事業所を有しない者が、空き家バンク登録物件を活用して町内に店舗・工場等を設け、本社も町内とする場合。	店舗改修費、店舗に付随する設備費、店舗借上料・設備機器借上(いずれも6ヶ月分限度)、機器購入費、運転経費(消耗品を除く機械器具等)、研修費・資格取得費(運転免許除く)など	補助対象経費(100万円以上に限る)の1/2以内(上限100万円)	町内事業者に発注し、かつ町内在住者を1名以上雇用した場合、2/3以内(上限200万円)

- 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただく必要があります。② 申請される個人事業主は町内に住所を有する方、法人は町内に事業所(または本店登記)を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。 ※消費税は対象外。

03 商業活性化支援事業

魅力的で活力ある商店街づくりを推進するため、商店街団体等が行う施設・設備の整備や調査研究を支援します。

対象事業	補助金額	備考
商店街等の機能を高めるための設備(LED化、街路灯、アーチ、案内板、放送設備等)の整備、地域のネットワーク構築に向けた調査・研究など	対象経費の1/3以内(上限500万円) ※消費税は対象外	国や京都府の補助金(地域商業活性化・物価高騰対策事業など)と併用して交付する場合は、京都府の補助率を適用して算出された額と合算して交付します。

04 リクルーティング強化・インターンシップ支援事業

町内事業者の労働力不足解消や、新規学卒者の雇用を目的とした活動を応援します。

概 要		対象経費	補助金額
雇用活動(リクルーティング強化)	労働力不足解消のために行う採用・雇用活動経費の一部を補助	外部委託費、旅費、会場借上費、広報費、資料費、印刷製本費など	対象経費の1/3以内(上限20万円) ※消費税は対象外
インターンシップ・オープンカンパニー支援	都市部の新規学卒者を雇用するために行う、学生の受け入れ活動を補助	外部委託費、学生の受け入れに係る交通費、宿泊費、広報費など	対象経費の1/2以内(上限5万円) ※消費税は対象外

申請にあたっての共通の注意点

●事前申請が必須です。

いずれの補助金も事業着手(契約や発注)の前に、産業観光課への交付申請と決定通知をうける必要があります。

●町税等の滞納がないこと。

申請時には「町税等の納付状況確認同意書」の提出が必要です。

【お問合せ・申請窓口】

与謝野町役場 産業観光課
TEL:0772-43-9012(直通)

申請書様式(様式第1号・第5号等)は、与謝野町産業振興WEBサイトから最新版をダウンロードしてご活用ください。



電子申請(QRコード)

令和8年度 与謝野町金融補助金のご案内

与謝野町では、事業者の皆さまの「設備投資」や「資金調達」に係るコストの一部を補助する制度を設けています。

01 企業活性化支援利子補給金

町内の設備投資に伴う「融資の利子(利息)」の一部を補助します。

■対象となる方(以下すべての要件を満たす方)

- ・ 町内事業者であり、町内にある工場や店舗等へ設備投資を行った方
- ・ 信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業・商工業者
- ・ 経営内容がきらかであること
- ・ 町税等の滞納がない

■対象となる設備

1. 経営安定に必要な機械の購入・設置・改造
2. 経営合理化のための工場や店舗の増改築

■対象となる融資

- ・ 金融機関からの独自の設備資金融資
- ・ 京都府の制度融資を利用した設備資金融資

■補助内容

- ・ 利子補給期間:借入日から3年間(36ヶ月)
- ・ 利子補給額:年当たり上限14万円
※1月1日～12月31日までに支払った利子について、翌年交付します。
- ・ 利子補給率:借入利率の1.0%を超える部分を補給します。(実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外)

■申請時期

- ・ 新規に申請される方は、「広報よさの」等で随時お知らせします。
- ・ 2年目以降の方は、年末に町から個別に申請勧奨(ご案内)をお送りします。

02 信用保証料補助金

融資を受ける際に、京都信用保証協会へ支払った「信用保証料」の一部を補助します。

■対象となる方(以下のすべての要件を満たす方)

- ・ 町内事業者の方
- ・ 町税等の滞納がない方

■対象となる融資

- ・ 京都府中小企業融資制度

■補助内容

- ・ 補助率:信用保証料の40%
※ただし、借換資金(借り直し)に相当する保証料は除きます。
- ・ 補助額:1事業者あたり年度上限14万円(借受日を基準日とします)

【お問合せ・申請窓口】

与謝野町役場 産業観光課
産業労働係

TEL:0772-43-9012(直通)

お気軽にご相談ください。

